

# 物品販売申請書

おおぶ文化交流の杜 総合館長様

下記のとおり物品販売を行いたいので許可願います。

なお、物品の販売について、購入者等からの問い合わせ・苦情・その他は私が責任を持って対処し、施設には一切の迷惑をおかけいたしません。

施設予約者		予約番号	
販売日時	年月日 時分～ 時分		
販売場所			
催物名			
販売者・物品（※書ききれない場合は任意の様式添付でも可）			
販売者	(施設予約者と同じときチェック⇒□この場合 下の名称・所在地は記入不要)		
	名称(氏名): 所在地(住所):		
販売責任者氏名	(団体の場合は、責任者個人名を記入。上欄と同じときチェック⇒□この場合記入不要)		
販売責任者電話番号	(販売時に連絡がつく番号)		
販売物品・価格  (販売できるものは裏面 を確認してください)	食品の販売の有無 (○をつける) ⇒	有… (この書類提出後、許可を受けてください) 無… (この用紙の提出をもって販売を許可します)	自ら製造する品がある→営業許可書添付要 チェック □製造業者・小売卸業者より仕入

裏面を確認してから、  
署名してください。

申請者氏名

連絡先電話番号

申請日

年月日

(以下はおおぶ文化交流の杜が記入します。)

上記申請を許可します。

ただし、許可後でも公序良俗に反するもの・方法など、当館で販売することが適当でないと施設が判断したときは、販売をお断りしますのでご注意ください。

受付	マネージャー	総合館長

おおぶ文化交流の杜 総合館長 印

アローブ業務手順 ①食品販売がある場合は、総合館長許可後、原本を申請者にお渡しする。  
食品販売がない場合は、申請書受取のみ(原本がアローブに残る)。  
②アローブ控は施設利用申請書と一緒にファイルする

## 物品販売について

1.施設内で物品の販売をするときは、事前に「物品販売申請書」を提出して、施設の許可を受けてください。

2.食品の販売の可否は下表をご確認ください。

販売物の種類	条件等	販売可否	提出していただく書類	
乳製品 生肉 鮮魚	—	不可	—	
酒	販売者が酒類小売業免許を受けており、容器に入っているもの	可	1.物品販売申請書 2.酒類小売業免許の写し	
農産物(未加工)	施設を汚さないよう袋などに入っているもの	可	1.物品販売申請書	
上記以外	容器に入っており、所定の表示※があるもの (※製造者、賞味期限、アレルギー表示、保存方法など)	可	自分(自社)が製造したものを販売する場合	1.物品販売申請書 2.営業許可証の写し (自分の名前で許可されているもの)
			他から仕入れたものを販売する場合	1.物品販売申請書

(注)アローブ内では、調理は一切不可。

試飲・試食は、販売可の物品に限り可

(例：その場でコーヒーを入れて試飲させることは不可。

缶入りコーヒーを容器に分けて試飲させることは可)。

3.公序良俗に反するもの・方法など、当館で販売することが適当でないと施設が判断したときは、「物品販売申請書」を受領した後でも販売をお断りします。

ご不明な点は、お問い合わせください。

おおぶ文化交流の杜 電話 0562-48-5155